

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 神奈川県平塚市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.0%
全職員	70.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	84.5%
本庁課長相当職	97.7%
本庁課長補佐相当職	—%
本庁係長相当職	93.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.9%
31～35年	96.8%
26～30年	92.8%
21～25年	87.9%
16～20年	86.1%
11～15年	82.0%
6～10年	80.7%
1～5年	72.0%

【説明欄】

- ① 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、パートタイム会計年度任用職員については、その者の週の勤務時間を38時間45分で按分して算出した数を職員数としている。
また、特定の時期に一時的に任用されるパートタイム会計年度任用職員（時間額）については、算定の対象外としている。
- ② 2（1）の本庁課長補佐相当職について、本市には該当する役職がないため記載していない。
- ③ 扶養手当について、生計主体者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は90%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。